

次期学習指導要領を見据えた教育課程のあり方について

～「2期制」「通年制」から社会に開かれた教育課程の実現に向けた「3学期制」へ～

まとめ

平成29年2月

次期学習指導要領を見据えた「学校運営のあり方検討プロジェクト」

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子どもたちが変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を開花・伸長し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが求められている。そうした力を子どもたちに育むため、平成28年12月、中央教育審議会から次期学習指導要領等の改善及び必要な方策等についての答申が出され、平成29年3月には、文部科学省において次期学習指導要領が告示される予定である。

今回の学習指導要領の改訂では、「2030年の社会」を想定した上で、そこで求められる資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性」という三つの柱で整理され、これらを育む教育課程改善策として「社会に開かれた教育課程」の実現、「カリキュラム・マネジメント」の確立という方向性が示されている。また、学びの質を高めていくため、学習過程の改善においては、アクティブ・ラーニングの視点により「主体的・対話的で深い学び」を実現することが重視されている。

特に、今回の改訂の中核の理念である「社会に開かれた教育課程」は、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を社会と共有しながら、保護者・地域の方々をはじめ、幅広い分野の人々や団体等との結び付きを強め、「児童生徒が身に付けるべき資質・能力」の確実な育成に向けた実践を協働で進めていく営みである。

本プロジェクトでは、こうした次期学習指導要領の改訂趣旨と方向性を軌を一にする本市の地域ぐるみ・市民ぐるみの教育を一層推進するため、子どもたちの学習状況・生活状況にも深く関連する学期の区分を中心に、長期休業期間、学習評価等のあり方について検討したものである。

目次

1	京都市立小・中学校における学期制の変遷	1
2	2期制導入以降にみられる成果や課題	2
3	次期学習指導要領を見据えて（これからの学校教育に求められる視点）	6
4	教育課程編成の改善・充実について	9
5	社会に開かれた教育課程の実現に向けた「3学期制」のイメージ案	12

1 京都市立小中学校における学期制の変遷

平成14年度からの完全学校週5日制のもと、「生きる力」の育成を理念とした前回学習指導要領においては、指導事項の精選と総合的な学習の時間の創設、集団に準拠した評価（相対評価）から目標に準拠した評価への転換が示された。こうした教育制度の変化に対応するため、本市では、それまでの3学期制を前提とした発想や認識に捉われず、年間指導計画や学校行事、研修計画等を見直し、教師が児童生徒、保護者とじっくりと向き合う授業・時間を生み出し、基礎基本の確実な定着や体験的な学習、問題解決的な学習の充実を図るため、平成15年度から学校長の判断により「2期制」及び「長期休業期間の設定」を実施できることとした。（全校実施は平成18年度）

平成15年度

小中学校で「2期制」及び「長期休業期間の設定」を学校長の判断で実施可能に

【当初の2期制の実施校数】

	小学校	中学校
平成15年度	53校 (29.6%)	3校 (3.9%)
平成16年度	145校 (81.5%)	14校 (17.9%)
平成17年度	179校 (98.9%)	46校 (57.5%)

平成18年度

「京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則」（以下、管理運営規則）を改正し、全小中学校で2期制の導入と年間授業日数205日以上の確保を実施

（「管理運営規則」の改正に伴い、小学校給食も年間190日から197日に増加）

平成22年度

「新学習指導要領に向けた学校経営のあり方に関する検討プロジェクト」を設け、「京都市立小中学校の学期制について（まとめ）」を提言（「通年制」の提言）

平成23年度

学期の区分を2学期とした上で、学校運営上の必要に応じて、学校長の判断で学習評価の時期を設定（学期を区分しない）できるよう管理運営規則を改正（「通年制」の導入）

【平成23年度以降の学期制の状況】

	小学校		中学校	
	区分しない	2期制	区分しない	2期制
平成23年度	2校	171校	38校 (52%)	35校 (48%)
平成24年度	2校	168校	51校 (70%)	22校 (30%)
平成25年度	3校	165校	56校 (77%)	17校 (23%)
平成26年度	4校	162校	59校 (81%)	14校 (19%)
平成27年度	4校	162校	61校 (84%)	12校 (16%)
平成28年度	4校	162校	61校 (84%)	12校 (16%)

※小学校「区分しない」は小中一貫校（23年度～開晴小・大原小、25年度～花背小、26年度～東山泉小）

2 2期制導入以降にみられる成果や課題

(1) 2期制導入のねらい

- 始・終業式の削減等により、十分な授業時数を確保すること。
- 3学期制を前提とした発想・認識に捉われず、年間指導計画や学校行事、研修計画等の見直しなど、教師が児童生徒とじっくり向き合う授業・時間を生み出し、基礎基本の確実な定着や体験的な学習、問題解決的な学習の充実を図ること。
- 目標に準拠した評価を適切に実施し、信頼度を高めるため、十分な時間と多くの評価資料により、児童生徒の学習状況を確実に把握すること。

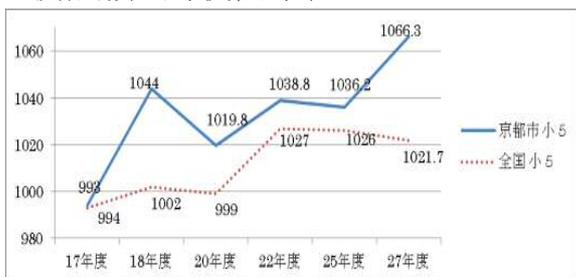
(2) 2期制導入以降にみられる成果

2期制の導入から10年が経過し、年間指導計画や学校行事、研修計画等の見直しなど、各校の実態に応じた創意工夫ある教育課程の編成、また、学校運営や指導・評価等の工夫、教職員の意識改革などにより、以下のような成果がみられる。

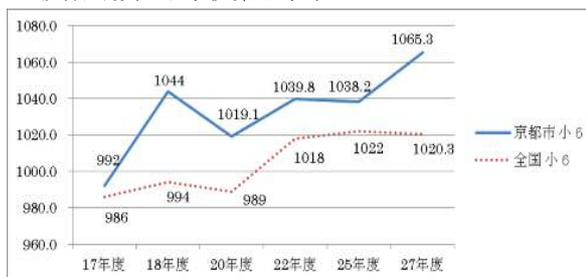
○ 授業時数の確保／教師が児童生徒や保護者とじっくり向き合う時間の確保

2期制の完全実施（平成18年度）を機に、特に小学校において授業時数が全国平均と比較しても大きく増加した。また、十分な授業時数のもと、教育課程編成の工夫により、教師が児童生徒や保護者とじっくり向き合う授業・時間の確保が図られた。

<授業時数／小学校第5学年>

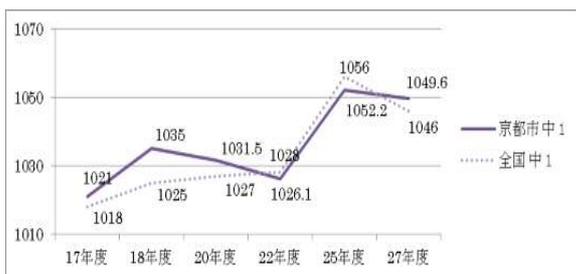


<授業時数／小学校第6学年>



※17～22年度は実績値、25及び27年度は計画値。標準時数 17～20年度：945、22～27年度：980

<授業時数／中学校第1学年>



<授業時数／中学校第3学年>



※17～22年度は実績値、25及び27年度は計画値。標準時数：17～22年度：980、25及び27年度：1015

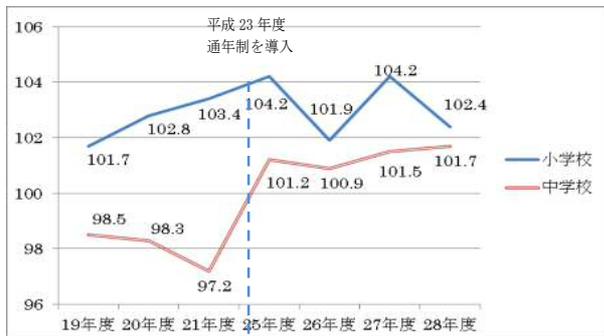
○ 学びの連続性を意識した教育活動の充実

学びの連続性の視点により、長期的な展望と指導計画のもと、長期休業も学習期間として課題別の補充学習を行うなど有効に活用する中で、個に応じた指導が徹底され、基礎基本の確実な定着が図られた。

○ 児童生徒が自主的・主体的に学ぶ機会の創出

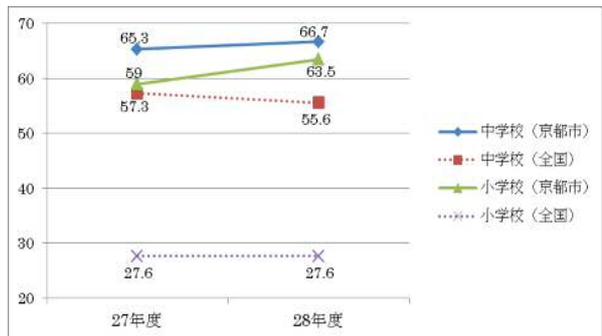
学期の途中に長期休業が含まれることで、夏季休業期間に休業前の課題を踏まえた校内での補充学習を実施するなど、児童生徒が自らの課題を意識しながら、自主的・主体的に学ぶ機会が創出された。

<基礎基本の確実な定着>



全国学力・学習状況調査 京都市の指数（全教科合計）
全国平均を100とした場合の京都市の平均正答率の値

<長期休業期間の補習授業>

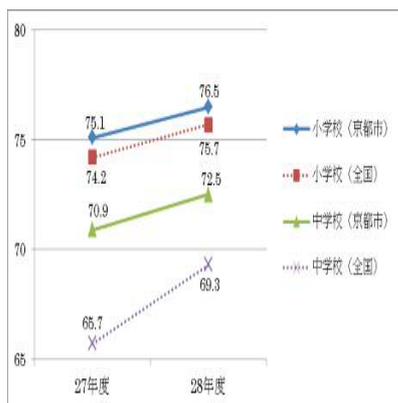


全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査
「長期休業日を利用した補充的な学習サポート」を5日間以上実施した学校の割合

○ 連続性・発展性のある学習活動や体験活動の増加

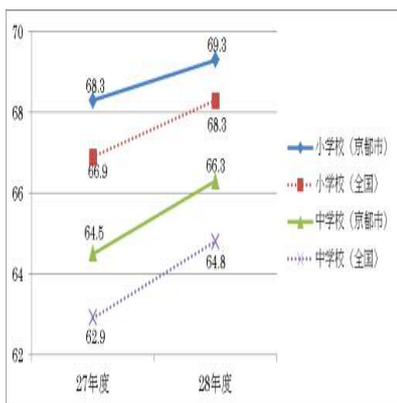
ひとつの長いスパンを生かし、体験的な学習、問題解決的な学習等の充実が図られた。

<問題解決的な学習や体験学習等より充実した教育活動の展開>



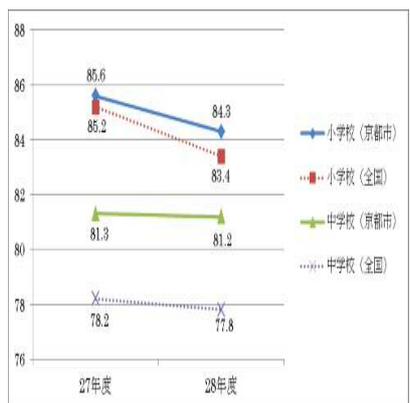
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思うか」という問いに、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合



全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うか」という問いに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた児童生徒の割合



全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行なっていたと思いますか」という問いに、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

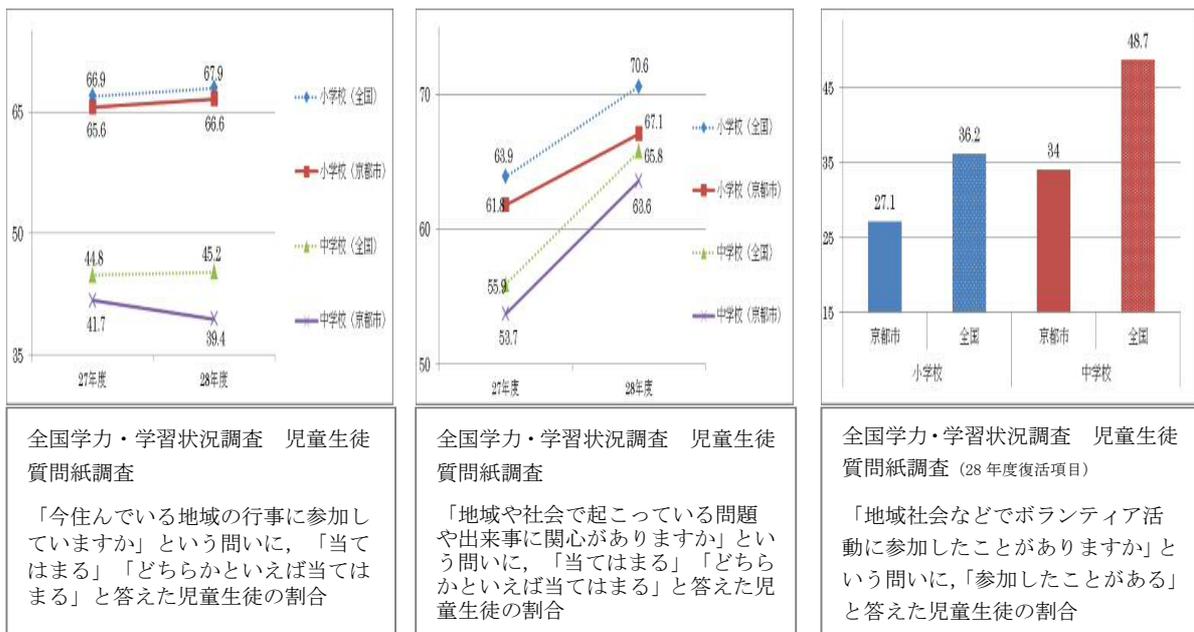
(3) 2期制導入以降にみられる課題

2期制の導入以降、京都市特有の以下のような課題もみられるところである。

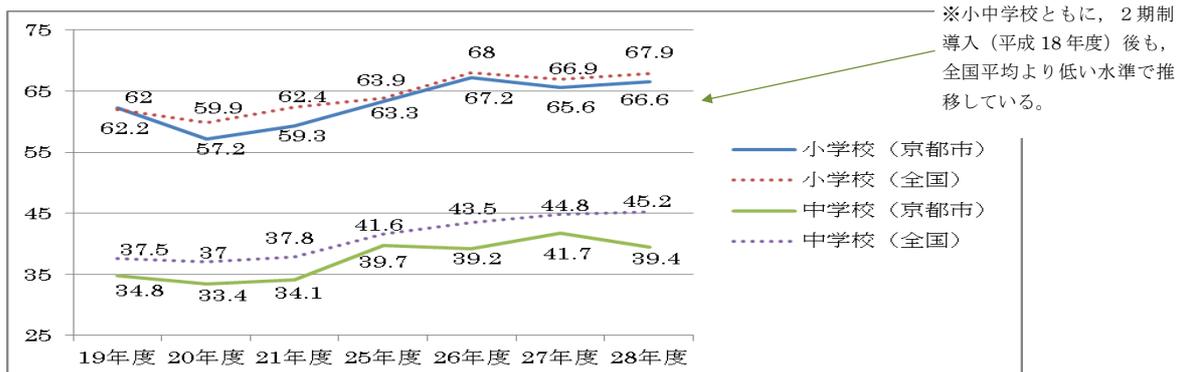
○ 地域行事への参加や地域への関心の低さ

全国学力・学習状況調査において、本市の「地域行事に参加している子どもの割合」が全国平均より低い状況にある。これは、中学校部活動の夏季総合体育大会の日程の都合や各校が地域事情に応じた独自の教育課程を編成しており、長期休業期間の時期が中学校区内の小小間・小中間で異なる場合が多く、地域行事の設定等に支障が生じていることが要因のひとつと考えられる。また、同調査の本市の「地域の出来事に関心のある子どもの割合」、「ボランティア活動に参加した子どもの割合」も全国平均より低い状況にあるが、上記のような地域行事やボランティア活動に参加しにくい状況が遠因のひとつとも考えられる。

＜地域行事への参加や地域の出来事への関心、ボランティア活動への参加＞



＜「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という問いに、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合の経年変化＞



○ 学習の区切りと切り替え意識

2期制においては、夏季休業も学習期間として「学びの連続性」を意識した教育活動を展開し、秋休みの3日間前後を前期と後期の学習の区切りとしている。しかしながら、児童生徒にとっては、約1ヶ月にわたる休業期間であり様々な体験が可能な夏、新年を迎える冬、進級・進学を迎える春といった長期休業ごとに学習の区切りを設けた方が、その節目ごとに新たな目標を立てて、次期に臨む意欲や切り替え意識を持ちやすい。

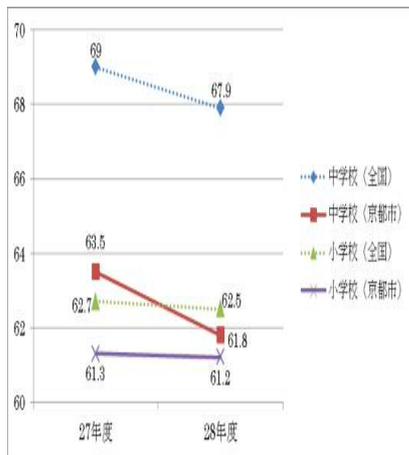
○ 中学校特有の課題

中学校では、2期制の下でも、中3生の進路指導に向けて、7月、12月、3月に加え、2月段階での学習評価が必要であり、2期制では学期の区切りと評価の時期が一致しない。また、定期テストにおいても、3学期制と同様に学年別に6月、7月、9月、11月、2月（又は1月）の年5回実施されることが多く、授業時数の確保につながらない。

○ 家庭学習等の少なさ

2期制に起因する課題ではないが、家庭学習の状況は、平日及び土日ともに全国平均より低い。さらに、家で授業の復習をしている児童は半数程度、生徒は半数に満たないなど、家庭学習における課題が明らかになっている。

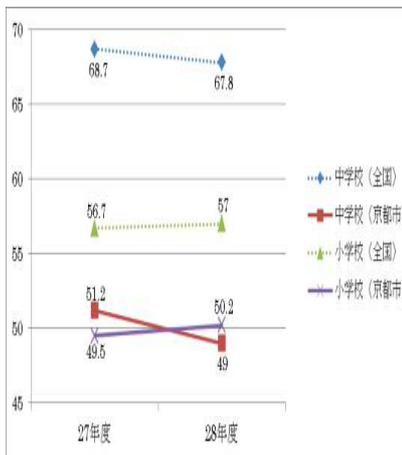
<平日の家庭学習>



全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」という問いに、「1時間以上」の時間を答えた児童生徒の割合

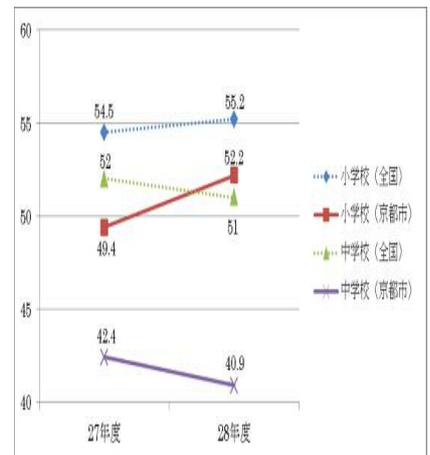
<土日の家庭学習>



全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」という問いに、「1時間以上」の時間を答えた児童生徒の割合

<授業の復習>



全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

「家で、学校の授業の復習をしていますか」という問いに、「している」「どちらかといえばしている」と答えた児童生徒の割合

3 次期学習指導要領を見据えて（これからの学校教育に求められる視点）

(1) 学びの質を高めるために（学力向上）

次期学習指導要領では、学びの質を高めるために、「何を学ぶのか」に加え、「どのように学ぶのか」、「何ができるようになるか」が重視され、アクティブ・ラーニングの視点による授業改善に基づく、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められる。

「何ができるようになるか」の視点から、次期学習指導要領で示される児童生徒が身に付けるべき資質・能力の定着を検証していくうえで、学期や単元の終了時に行う「総括的な評価」に加え、学習指導の途中において、それまでの指導内容の定着状況进行评估する「形成的評価」が、より重要となる。教師は適宜、形成的評価を行い、その評価結果をもとに、指導方法や指導計画を変更したり、定着状況に応じて補充的な指導を行うなど、学びの質を絶えず高めていくことが一層重視される。

また、学習評価においても、これまでの4観点（関心・意欲・態度、思考・判断・表現、技能、知識・理解）から次期学習指導要領で重視される学力の3要素に応じた3観点（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度）に整理される。学習状況を分析的に見る評価の観点は、成績付けのための評価ではなく、教師が指導の改善に生かすことにおいても重要な役割を果たすものであることを踏まえ、児童生徒が身に付けるべき資質・能力を多面的・多角的に見取るものとなるよう、学習評価に一層の創意工夫を加えることが求められる。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」は、様々な価値観や疑問との出会いを知的探究心の高揚に結び付けていくことが重要であるが、こうした学習活動は学校内だけで完結するものではない。そのため、体験活動等を通じて、学校での学びが社会生活につながるということを体感したり、長期休業においても、幅広い地域住民に参画いただく中で、児童生徒が地域全体を学びのフィールドとして学び合うことや、そうした長期休業中の家庭学習や地域での過ごし方について家庭で話し合ってもらうことなどを一層推進していくことが求められる。

これらを踏まえると、これまでよりも教員がより短いスパンで学習指導・評価を行う方が、児童生徒や保護者にとっても定着・達成の状況や課題を認識する機会が増え、新たな目標に向かって取り組みやすく、学力向上に資するものと考えられる。

(2) 社会に開かれた教育課程の編成と実施

次期学習指導要領では、学校教育目標や育成すべき資質・能力の家庭・地域との共有

に留まらず、その実現に向けて、「教育活動の連携・協働」、「学校教育以外の多様な教育活動の提供」など「社会に開かれた教育課程」の実現が重点となっている。

これは、学校運営協議会など「開かれた学校づくり」、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念の実践など、地域ぐるみ・市民ぐるみの本市教育の方向性と軌を一にするものである。今後とも、家庭・地域と結ばれた学校として更に発展させるため、各校において、家庭や地域の教育力を生かす“横のつながり”を意識した系統的・組織的な「社会に開かれた教育課程」を編成・実現する必要がある。

とりわけ、前述の長期休業中の家庭学習や地域活動につなげるため、学習・生活面の成果や課題について、長期休業前の懇談の場において示すことが、保護者に伝わりやすく、効果的である。

しかしながら、同じ中学校区内の小小間・小中間においても、長期休業期間の設定が異なる場合も多く、地域行事の設定、懇談や通知票の提示の時期がずれることによる家庭学習の計画などに支障が生じている実態がみられる。

小中学校における長期休業期間の統一を見据え、長期休業を学期の節目としつつ、長期休業も学習期間として有効に活用する中で、家庭や地域の教育力を最大限に生かした教育課程を編成するため、学期の区切りと学習の区切り、評価の時期を可能な限り一致させることが有効である。

(3) カリキュラム・マネジメントと小中一貫教育の促進

「学びの連続性」を生かした1年間を通した切れ目のない学習指導の中で、児童生徒の成長を継続的に見取るとともに、個性やよさを伸ばす教育を展開するため、形成的評価を通して、より短いスパンで学習指導・評価を行うことに加え、学校での学びを社会生活に生かすという視点から、教育課程において児童生徒が身に付けるべき資質・能力が実社会にどうつながるのかを明確にすることが必要である。

そのため、教科・領域の双方の強みやよさを生かしつつ、教育課程全体としての系統性を確保し、教科横断的な視点、PDCAサイクルの確立に加え、地域の教育力や文化力、また企業や大学、福祉、環境、医療等の様々な機関の専門性など外部人材・資源を効果的に教育課程に組み込むなど、学校教育の改善・充実を図るカリキュラム・マネジメントの実現が求められる。

また、中央教育審議会の提言や答申を受け、学校教育法等が一部改正され、9年間の

教育を一貫して行う新たな学校種である「義務教育学校」や小中一貫型の小学校・中学校である「併設型小・中学校」の設置が促進される。

小学校と中学校の学びと育ちを義務教育9年間という連続性で捉え直し、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、幼高も意識した小中一貫教育による“縦のつながり”の見通しを明確にした計画的・系統的な教育課程の編成が求められる。

本市では、平成23年度から全中学校区において、各校区の状況に応じた小中一貫教育を展開しているところであるが、「家庭・地域と結ばれた学校」として更に発展するためには、こうした教育課程編成を具現化しつつ、児童生徒の学習状況・生活状況に深く関連する学期の区分、長期休業、学習評価等のあり方について、特に小中学校が歩調をあわせることが望まれる。

※京都市小中一貫教育ガイドライン

これまでの「小中一貫教育・京都市の5つの視点」に基づく取組に加え、新たに次のねらいを踏まえた「5つの実践」に取り組むことにより、校区の状況に応じ、小中一貫教育の更なる充実を図る。

・小中一貫教育・京都市の5つの視点

- ①小中一貫教育の目標の設定 ②教育課程・指導形態の工夫・改善 ③教育活動の連続性の確保
- ④教職員間の連携・協働 ⑤家庭・地域との連携協力

・小中一貫教育・京都市の5つの実践

- ①各中学校ブロックで、子どもの現状と課題や目指す子ども像、その実現に向けた「つきたい力」及び「軸となる取組・活動」などを明らかにした「小中一貫教育構想図（グランドデザイン・戦略マップ等）」の作成。
- ②9年間の系統性のある「軸となる取組・活動」の年間計画及び「学びの約束・ルール」などの明確化。
- ③小中一貫教育の企画・立案や各教科等の取組の推進体制について、小中合同の部会等の設置。
- ④「つきたい力」や「軸となる取組・活動」について、学校評価のPDCAサイクルを用いた点検とその質の向上を図る。
- ⑤小中一貫教育構想や「つきたい力」などについて、学校運営協議会等と協議し、保護者・地域への周知に努める。また、小中合同の学校運営協議会の設置に向けた検討を進める。

4 教育課程編成の改善・充実について

前述のとおり、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、これからの学校教育には、「1年間を通した切れ目のない学習指導で、児童生徒の成長を継続的に見取るとともに、個性やよさを伸ばす教育を展開するため、形成的評価を通して、より短いスパンで学習指導・評価を行う」ことが一層求められる。

このため、各学校においては、義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何かという観点から、幼小中高の縦のつながりの見通しとともに、家庭や地域の教育力を生かす横のつながりを意識した系統的・組織的で開かれた教育課程を編成する必要がある。

(1) 3学期制の導入

小中学校における長期休業期間の統一を見据え、これまでの2期制の成果を継続しつつ、長期休業を学期の節目と位置づけ、長期休業も学習期間として有効に活用する中で、9年間を見通したきめ細かな学習評価を行い、家庭や地域にもわかりやすい、開かれた教育課程の実現に向けた、「3学期制」を導入することが望ましい。

今後導入する3学期制については、次期学習指導要領の趣旨の実現を図るため、従前の3学期制とは異なり、以下のようなあり方を基本とする。

- 小中9年間を通して、1年単位の中で学習課程の区切りと学期の区切りを一致させるため、長期休業は年3回（春季・夏季・冬季）の設定に統一する。
- 学期ごとに、学習内容の定着状況や成長の様子等について、発達段階に応じて標準化された通知票を必ず提示する。
- 通知票による学習成果や課題の提示に加えて、学びの連続性を図るため、長期休業の有効活用の視点から、期間中の家庭学習や地域活動等についても副票や補助資料等で例示し、児童生徒や保護者と共有する。
- 児童生徒の特性や可能性などの姿、学力調査等の各種データ等に基づき、小中9年間を通じて育む子どもの姿を明確にし、教育課程を編成、実施、評価して改善を図るため、学習指導と学習評価のきめ細かなPDCAサイクルを積み重ねる。

なお、現在多くの小学校で2期制を実施していることを踏まえ、全校での統一的な導入は次期学習指導要領の先行実施年度である平成30年度を目途とし、上記を踏まえた具体的な3学期制のあり方（P11資料「新しい3学期制」イメージ参照）については、本プロジェクトで引き続き検討を進め、平成29年夏頃に示したい。

(2) 長期休業期間の統一

今後、次期学習指導要領の趣旨を実現するためには、PTAや学校運営協議会、地域諸団体において、様々な体験活動や地域合同の清掃活動、スポーツ大会、伝承・祭礼行事など児童生徒が主体的に関わる機会を創出していただく必要がある。学校も児童会や生徒会が中心となって積極的に企画・運営にも参画し、必要に応じて学校も運営面で協力することなどが求められる。

そのため、現行の205日以上年間授業日数を前提としつつ、夏季・冬季休業期間を将来的にすべての小中学校で統一し、地域行事等を設定しやすい環境を整えることで、児童生徒の地域への関心や行事への参加を促したい。

加えて、各学校においては、サマースクールなど長期休業期間中の学校登校日を適宜設定するとともに、長期休業明けには、面談や確認テスト等で長期休業中の学習や地域での活動等の成果を見取り、評価を行うことで、学力向上や生活面等の課題解決を図るとともに、地域社会の一員としての素地を養うことが必要である。

そこで、平成29年度は、暦において小中学校で合わせやすい夏季休業の終了日及び冬季休業の開始日について、原則、全小中学校で統一*する。

なお、夏季休業の開始日及び冬季休業の終了日については、中学校部活動の夏季総合体育大会の日程確保や高校入試に向けた進路指導の日程等、また、特に年末年始の家族で過ごす時間の確保の視点も含め、当面は校種ごとに統一する。

※地域事情等によって全市日程と異なる場合がある。小中一貫校は中学校日程と合わせることがある。

平成30年度以降について、全小中学校で統一するうえで、前述の中学校部活動の夏季総合体育大会の日程確保や高校入試に向けた進路指導の日程等の暦における整理、小学校における外国語教育の早期化・教科化等から、年間授業日数を現行の205日以上に設定しなければならない状況も生じるため、年間授業日数の増も含め、本プロジェクトで継続して検討を進める。

(3) 学習評価（通知票）のあり方の検討

学習評価については、その信頼性を高め、家庭学習へつなげていくため、通知票とともに、補助資料としての副票なども活用しながら、評価の仕組みや方法を明示するなど、積極的に、わかりやすく情報提供することが求められる。また、観点別学習状況を含め、過去の評価・評定を記載したり、学期ごとの学習状況を明示したりするなど、更なる工夫を行うことが必要である。

そのため、学期末や学年末評価の提示は通知票で年3回行うことに加え、通知票に記載する内容について、発達段階に応じて全小中学校で標準化し、小中9年間を通じて一貫性のある評価内容・方法とするとともに、長期休業中の家庭学習や地域活動の具体的な課題・目標、以降の学習意欲の向上や目標設定の具現化につながる内容となるよう工夫を行うことが必要である。

折しも、次期学習指導要領では、学習評価が現行4観点（関心・意欲・態度，思考・判断・表現，技能，知識・理解）から3観点（知識・技能，思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度）に再編される見込みである。

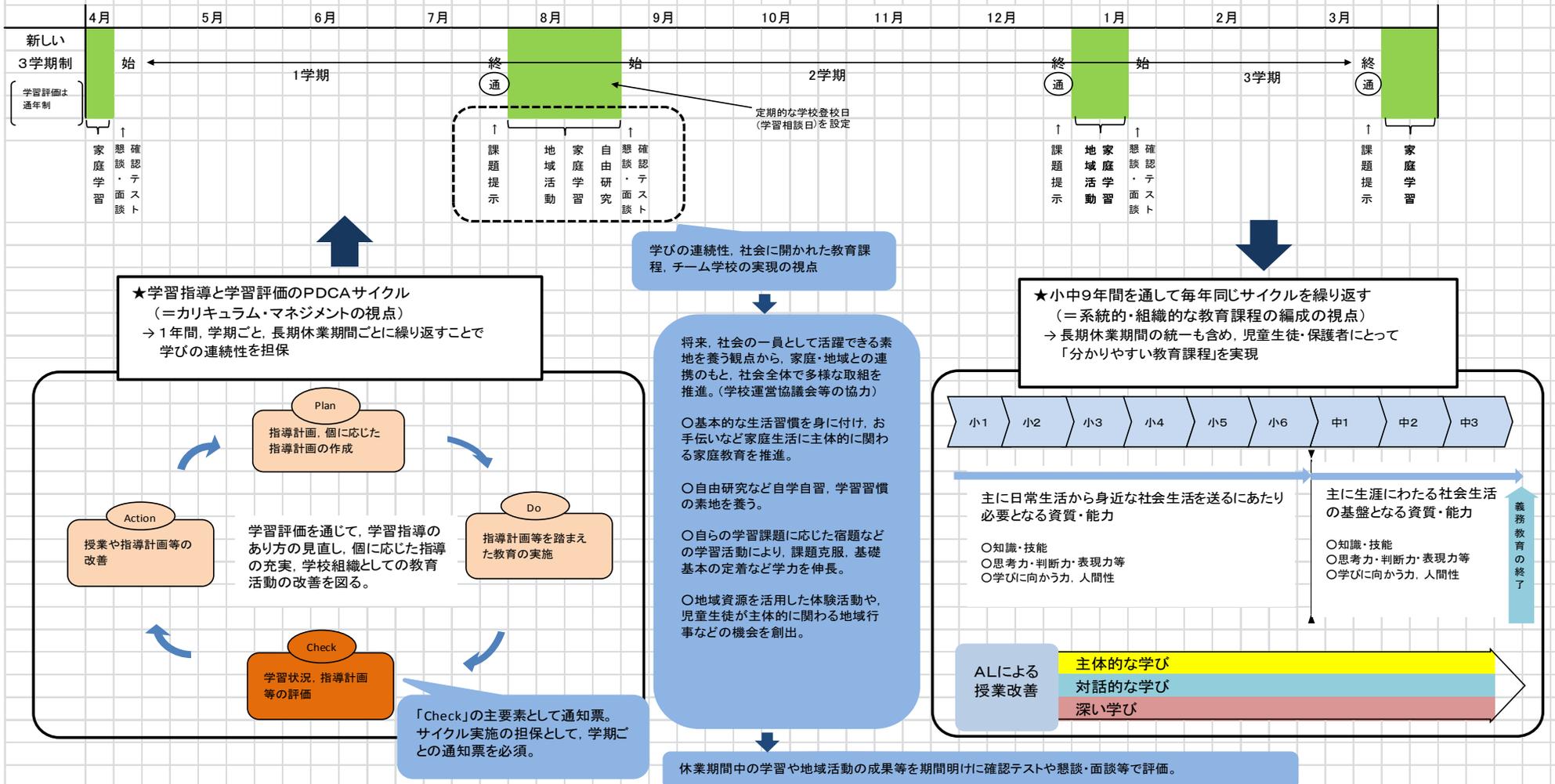
学習指導の見直し，個に応じた指導の充実，学校における教育活動を組織として改善するには学習評価が重要であることは言うまでもなく，「3学期制の導入」及び「長期休業期間の統一」と分かつことのないよう，学習評価及び通知票のあり方について，校長会とともにガイドラインを含めた積極的な検討を進めていきたい。

社会に開かれた教育課程の実現に向けた「3学期制」イメージ（案）

（資料）

★1年間を通した切れ目のない学習指導で、児童生徒の成長を継続的に見取るとともに、個性やよさを伸ばす教育を展開するため、形成的評価を通して、より短いスパンで学習指導・評価を行う。

- ①きめ細かなPDCAサイクルを積み重ねることで、年間を通した学びの連続性を担保しつつ、継続的に学習指導を充実・改善。
- ②形成的評価を通して、より短いスパンで学習指導・評価を行い、児童生徒の成長と課題を家庭(保護者)ときめ細かく共有。
- ③長期休業前に課題提示し、家庭学習(自由研究等)や地域活動を行い、期間明けに面談や確認テスト等で成果を評価することで、学力向上、学びに向かう力、地域・社会で生きる力を育成。
- ④小中9年間で同じサイクルを統一する(学期ごとのPDCAサイクル、年3回の通知票、長期休業期間の統一を含む)ことで、児童生徒や保護者、地域にとってわかりやすい教育課程を実現。



参 考 资 料

平成28年8月30日

京都市立小・中学校長 様

「学校運営のあり方検討プロジェクト」

（京都市小学校長会・京都市立中学校長会

京都市教育委員会指導部学校指導課

平成29年度における京都市立小学校、中学校の夏季休業、冬季休業期間について

現在、中央教育審議会及び文部科学省において改訂が進められている次期学習指導要領では、特に、学校教育を通じて児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかを、教育課程において明確にし、その目標を学校と社会が連携・協働しながら実現させていく「社会に開かれた教育課程」が重視される見込みです。

これを受け、平成28年6月、京都市小学校長会、中学校長会及び京都市教育委員会で構成する「学校運営のあり方検討プロジェクト」を立ち上げ、次期学習指導要領の改訂趣旨と方向性を軌を一にする市民ぐるみの本市教育を一層推進する観点から、1年間切れ目なく児童生徒の成長を把握し、学習・生活状況や学習評価に生かすため、「長期休業の位置付け」、「学期の区分」、「学習評価」等のあり方について検討を進めているところです。

今回、本プロジェクトのこれまでの協議を踏まえ、平成29年度から「夏季休業の終了日」及び「冬季休業の開始日」については、原則全ての小中学校で統一することとしましたので、下記のとおり周知します。各校におかれては、平成29年度教育課程の編成にあたって十分留意いただきますようお願いいたします。

記

1 平成29年度の夏季休業、冬季休業日について

小学校、中学校の夏季休業、冬季休業日について、年間授業日数205日以上を前提としつつ、将来的に全市立小中学校の夏季休業、冬季休業日の統一を目指し、以下の考え方を原則として、平成29年度は次の表に掲げるとおりとします。

[考え方]

- ①「夏季休業の終了日」及び「冬季休業の開始日」は、平成29年度から全小中学校で統一する。
- ②「夏季休業の開始日」及び「冬季休業の終了日」は、平成29年度は各校種で統一する。

[平成29年度夏季休業、冬季休業]

	夏季休業日	冬季休業日
小学校	7月22日から8月24日まで	12月23日から翌年1月8日まで
中学校	7月21日から8月24日まで	12月23日から翌年1月4日まで

※ 学年始休業日及び学年末休業日は「京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則」（以下「管理運営規則」という）のとおりとする。

※ 学校運営上特に必要があるときは、教育委員会と事前協議のうえ、やむを得ないと認められる場合は、上記表と別に休業日を定めることができる。

[補足]

本市では、長期休業をはじめ、学期の区分、学習評価の時期等について、中学校区内の小中学校で異なる場合も多く、家庭学習や地域行事の設定等に支障が生じている実態が指摘されており、また、平成27年度全国学力・学習状況調査において、本市児童生徒の「地域行事に参加している子どもの割合」及び「地域の出来事に関心のある子どもの割合」が、全国平均より低い状況です。

こうした課題解決を図り、家庭や地域の教育力を最大限に生かすには、家庭や地域にもわかりやすく、開かれた教育課程の実現が不可欠です。そのため、まず平成29年度は、暦において小中学校で合わせやすい夏季休業の終了日及び冬季休業の開始日について、全小中学校で統一することとしたものです。

なお、夏季休業の開始日及び冬季休業の終了日については、中学校の夏季総合体育大会の日程や高校入試に向けた進路指導等、また、小学生と中学生の発達段階を踏まえた生活感覚の違いなどに考慮しつつ、平成29年度は各校種で統一することとします。平成30年度以降については、年間授業日数の増も含め、全小中学校での統一に向けて本プロジェクトで継続して協議し、詳細は改めて周知します。

2 学期の区分について

2期制の成果をもとに、小中学校における夏季休業、冬季休業日の統一を見据え、これら長期休業を学期の節目としつつ、長期休業も学習期間として有効に活用する中で、きめ細やかに小中9年間を見通した評価・評定を行う「新しい3学期制」へ移行するよう検討を進めています。

現在多くの小学校で2期制を実施していることを踏まえ、次期学習指導要領の先行実施年度である平成30年度を目途に移行する方向ですが、「新しい3学期制」のあり方も含め、本プロジェクトで継続して協議し、詳細は改めて周知します。

3 学習評価（評価・評定）について

学習評価について、児童生徒や保護者にもわかりやすく示すことで、その信頼性を高め、家庭学習へつなげていくため、積極的に情報提供することが求められます。

折しも、次期学習指導要領では、学習評価が現行4観点（関心・意欲・態度、思考・判断・表現、技能、知識・理解）から3観点（知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度）に整理される見込みです。「新しい3学期制」と同様、次期学習指導要領の先行実施年度である平成30年度に向け、通知票のあり方を含め、学習評価について本プロジェクトで継続して協議し、詳細は改めて周知します。

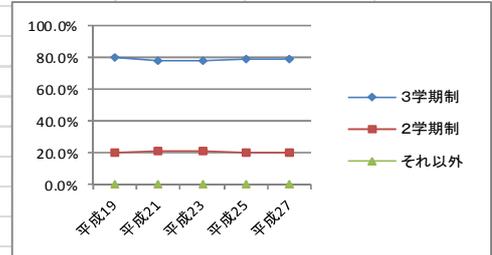
学期区分の全国状況(文科省・教育課程編成状況調査より)

1 全国の状況

(1) 小学校

	平成19	平成21	平成23	平成25	平成27
3学期制	79.8%	78.2%	78.0%	79.1%	79.4%
2学期制	20.2%	21.8%	21.9%	20.9%	20.6%
それ以外	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%

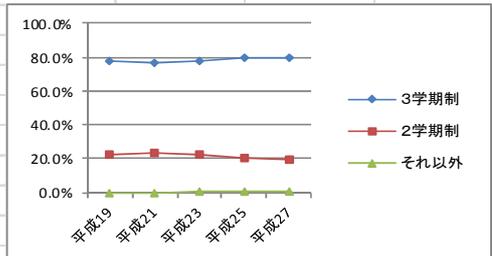
・平成23年度から3学期制が微増, 2学期制が微減。



(2) 中学校

	平成19	平成21	平成23	平成25	平成27
3学期制	78.1%	77.0%	77.6%	79.4%	79.6%
2学期制	21.9%	23.0%	21.9%	20.0%	19.6%
それ以外	0.0%	0.0%	0.5%	0.6%	0.8%

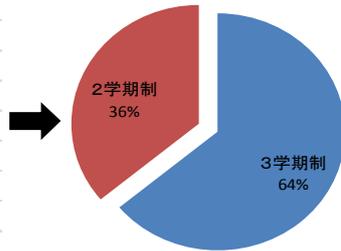
・平成21年度から3学期が微増, 2学期が微減。
・「それ以外」=学校の選択制とする割合も微増。



2 政令指定都市の状況(平成27年度)

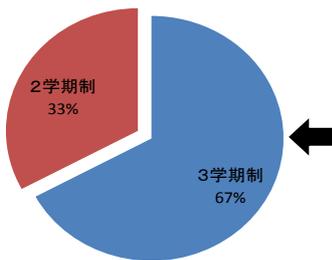
(1) 小学校

	3学期制	2学期制
札幌市	201	1
仙台市	0	121
さいたま市	104	0
千葉市	0	112
川崎市	0	114
横浜市	26	319
相模原市	71	0
新潟市	11	100
静岡市	0	86
浜松市	97	3
名古屋市	262	0
大阪市	293	0
堺市	92	0
神戸市	164	0
岡山市	91	0
広島市	0	141
福岡市	134	0
北九州市	131	1
熊本市	94	0
計	1771	998



(2) 中学校

	3学期制	2学期制
札幌市	88	3
仙台市	1	64
さいたま市	58	0
千葉市	0	55
川崎市	0	51
横浜市	60	86
相模原市	36	0
新潟市	6	52
静岡市	0	43
浜松市	49	1
名古屋市	111	0
大阪市	130	1
堺市	44	0
神戸市	84	0
岡山市	36	2
広島市	0	65
福岡市	66	3
北九州市	61	1
熊本市	42	0
計	872	427



3 その他

(1) 2学期制から3学期制に戻した自治体

- H22年度 徳島市(徳島県)
- H25年度 高松市(香川県), 高崎市(群馬県)
- H26年度 金沢市(石川県), 倉敷市(岡山県)

(2) 京都府内

八幡市の小学校(8校)・中学校(4校)及び精華町の中学校(3校)を除き, すべて3学期制(京都市除く)。(府内小学校220校, 中学校101校)

次期学習指導要領を見据えた「学校運営のあり方検討プロジェクト」
委員名簿

【小学校長会】

会長	林 明宏	醍醐小学校
支部長会長	山田 清隆	鷹峯小学校
学期制あり方検討委員長	岡嶋 康司	朱雀第二小学校
同委員及び校長会庶務	諏佐 準一	伏見南浜小学校

【中学校長会】

会長	村岡 徹	東山泉中学校
副会長	棕本 久雄	大宅中学校
管理運営部会長	塩見 晃之	花山中学校
中教研会長	武田 有子	朱雀中学校

【教育委員会事務局】

指導部長	大林 照明
指導部担当部長	東 元彦
学校指導課長	佐藤 卓也
学校指導課担当課長	関 智也
統括首席指導主事（小）	海老瀬 隆博
〃 （中）	手塚 仁
首席指導主事（小）	山本 弘道
〃 （小）	安藤 昇
〃 （中）	畑中 一良
課長補佐・小中一貫教育・学校運営企画係長	塚原 勝良
課長補佐・初等教育係長	土屋 諭
中学校教育係長	文田 尚徳